

札幌コンサートホールほか1施設大規模保全改修事業アドバイザー業務に係る公募型企画競争（プロポーザル）について、下記のとおり告示する。

令和7年（2025年）11月13日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市都市局建築部建築保全課（電話 011-211-2816）
メールアドレス kenchiku.kikaku@city.sapporo.jp

2 企画競争に付する事項

(1) 役務の名称

札幌コンサートホールほか1施設大規模保全改修事業アドバイザー業務

(2) 調達案件の内容等

提案説明書による

(3) 履行期間

契約締結の日から令和9年3月15日（月）まで

(4) 契約に至るまでの方法

提案説明書による

(5) 予算規模

77,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 上記金額はあくまで予算規模を示すものであり、契約金額の上限額となる予定価格では無いことに留意すること。

3 参加資格

次の要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、「建設関連調査サービス業」に登録されている者であること。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中ではないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 国又は地方公共団体が発注する事業に関し、「地方公共団体におけるピュア型CM方式活用ガイドライン（国土交通省 令和2年9月）」の「V. 発注段階（工事受注者選定）」に例示されるいずれかの業務を元請として履行した実績（共同企業体により履行した業務を含む。）を有すること。

(7) 以下に示す要件を満たす者を業務責任者として配置できること。

ア 上記(6)に示す業務を業務責任者として履行した実績を有すること

イ 一般社団法人 日本コンストラクション・マネジメント協会による認定資格である「CCMJ」の資格を有すること

4 提案説明書の交付方法等

(1) 提案説明書の交付場所及び問い合わせ先

上記1に同じ

(2) 提案説明書の交付方法

上記1の場所で交付するほか、下記URLのホームページにて公開する。

https://www.city.sapporo.jp/toshi/kenchiku/keivaku/proposal/r07_advisory.html

5 提案書類の提出期限、提出場所及び提出方法

(1) 参加意向申出書

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 令和7年11月25日（火）17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ウ 提出時間 9時00分から17時00分までとする。

なお、郵送の場合は書留郵便等配達状況を確認できるものに限る。

エ 提出場所 上記1に同じ

(2) 企画提案書等

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 提出期間 令和7年12月8日（月）17時00分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

ウ 提出時間 上記5(1)に同じ

エ 提出場所 上記5(1)に同じ

6 選定方法

(1) 一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等を「札幌コンサートホールほか1施設大規模保全改修事業アドバイザー業務に係る企画競争実施委員会」（以下「実施委員会」という。）により書類審査する。一次審査通過の企画提案は3件程度とする。一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。審査対象者が3者程度以下の場合是一次審査を省略する。

(2) 二次審査（ヒアリング審査）

実施委員会において、一次審査を通過した企画提案に対しヒアリングを実施する。委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 提案の無効

次に掲げる提案は無効とする。

(1) 本告示に示した参加資格のない者がした提案、提案に関する条件に違反した者がした提案
その他札幌市契約規則第11条第2号（押印部分を除く。）及び第4号から第7号までの規定（この場合「入札書」とあるのは「提案書類」と、「入札」とあるのは「提案」と読み替える。）
のいずれかに該当した提案

(2) 積算額（参考見積額）が上記2(5)の予算規模を超える提案

(3) ヒアリングに出席しなかった者がした提案

(4) 提出書類に虚偽の記載をした者がした提案

(5) 上記5(2)イの提案書類の提出期限日以後、契約の相手方として正式に決定するまでの間に
上記3の参加資格を満たさなくなった者がした提案

8 その他

上記のほか詳細については提案説明書による。